

平成29年度第4回 船橋市行財政改革推進会議 資料

受益者負担のあり方について②

～今後の下水道事業について～

平成29年11月20日(月)

船橋市 企画財政部政策企画課／下水道部下水道総務課

1 船橋市の下水道事業の概況

○船橋市の下水道人口普及率

現状 (H28年度末現在)

84.3%

行政人口 632,341人 行政面積 8,562ha
処理人口 533,107人 整備済面積 4,510ha

今後の整備目標

①「船橋市総合計画後期基本計画」目標値

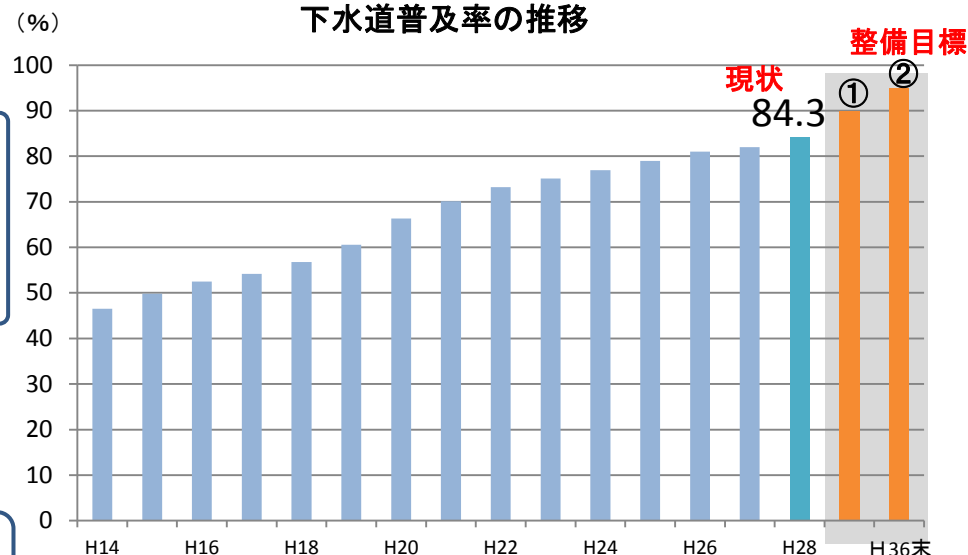
90.0% (平成32年度末)

②「船橋市污水適正処理構想に伴う
アクションプラン」(平成27年度策定)

平成36年度末までに
市街化区域の下水道整備を概成

95.0% (平成36年度末)

下水道普及率の推移



○船橋市の5つの処理区と下水処理場

	処理区名	処理方式	処理場
公共下水道	西浦処理区	合流式 (一部分流式)	西浦下水処理場 (船橋市)
	高瀬処理区	分流式 (一部合流式)	高瀬下水処理場 (船橋市)
	津田沼処理区	合流式	津田沼浄化センター (習志野市)
流域関連 公共下水道	印旛処理区	分流式	花見川第二終末処理場 (千葉県)
	江戸川左岸処理区	分流式	江戸川第二終末処理場 (千葉県)

2 下水道事業の財源の基本原則スキーム

下水道事業を運営していくための費用は、下水道施設の建設(処理場・ポンプ場・管渠)に要する事業費(建設費)と、下水道施設の運転・管理等に要する経費(管理運営費)の2つに分けられます。

下水道事業費

建設費

管理運営費

※管理運営費とは
○処理場・ポンプ場の運転や、
下水管の清掃などの維持管理
に要する経費
○資本費(市債の元利償還に要
する経費)

【建設費の主な財源】

- ・国庫補助金(国からの補助)
- ・市債(借金)
- ・一般会計繰出金(公費(市税等))
- ・受益者負担金

【管理運営費の主な財源】

雨水・・・一般会計繰出金(公費(市税等))

汚水・・・下水道使用料(私費)

※次頁の「雨水公費・汚水私費」の原則へ

3 費用の負担

3-1 費用負担の原則



●下水道事業における費用負担の原則 … 「雨水公費・汚水私費」

自然現象に起因するので

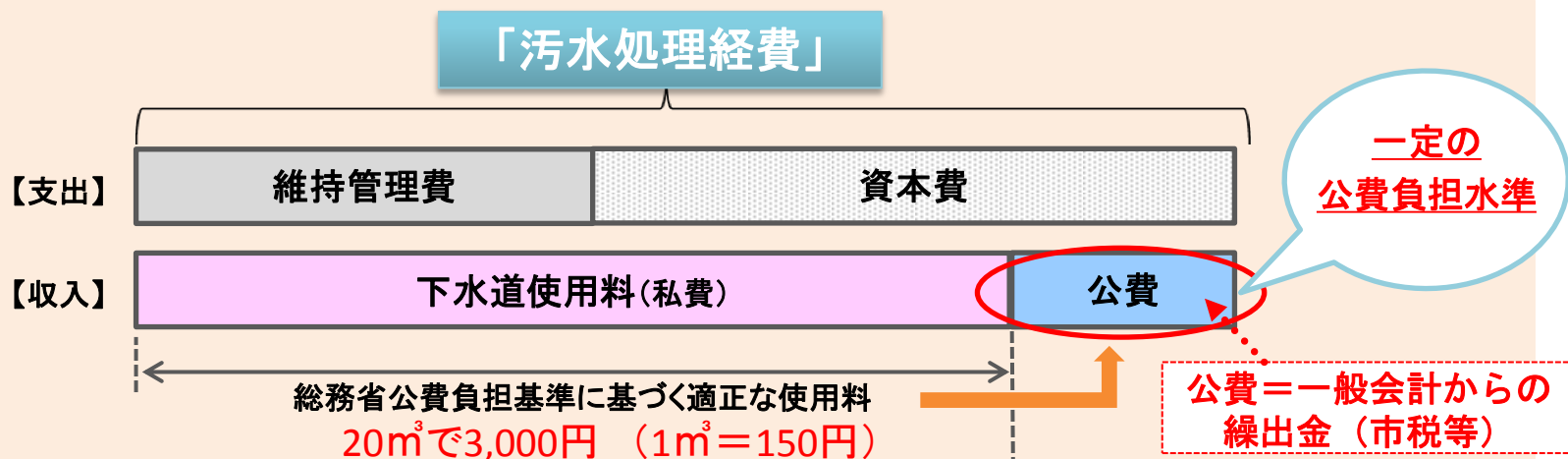
下水道の果たす役割		処理経費の費用負担
雨水	雨などを川や海まで排水し、浸水被害を防ぐ	公費(市税等)
汚水	家庭や事業所などから出る排水をきれいにして自然に戻す	私費(下水道使用料)

受益者が特定できるので

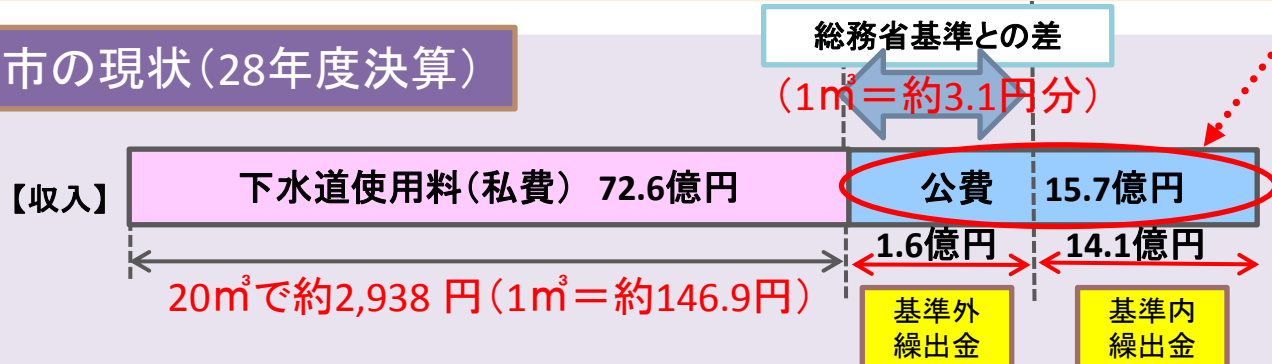
3-2 汚水処理経費にかかる公費負担について

汚水処理経費については、原則は私費(下水道使用料)で負担するとされていますが、一定の公費負担水準が定められています。

総務省が示す汚水処理経費にかかる公費負担水準



船橋市の現状(28年度決算)



船橋市では、総務省公費負担基準よりも低い使用料を設定しているため、総務省基準である公費負担水準との差額を、公費(基準外繰出金)でまかなっています。

4 船橋市の下水道使用料について

4-1 船橋市の下水道使用料のこれまでの改定状況

船橋市においてはこれまでに下記の下水道使用料の見直し・改定を行っています。
ただし、料金(下水道使用料単価)の実質的値上げについては、平成12年度以降は行っていません。

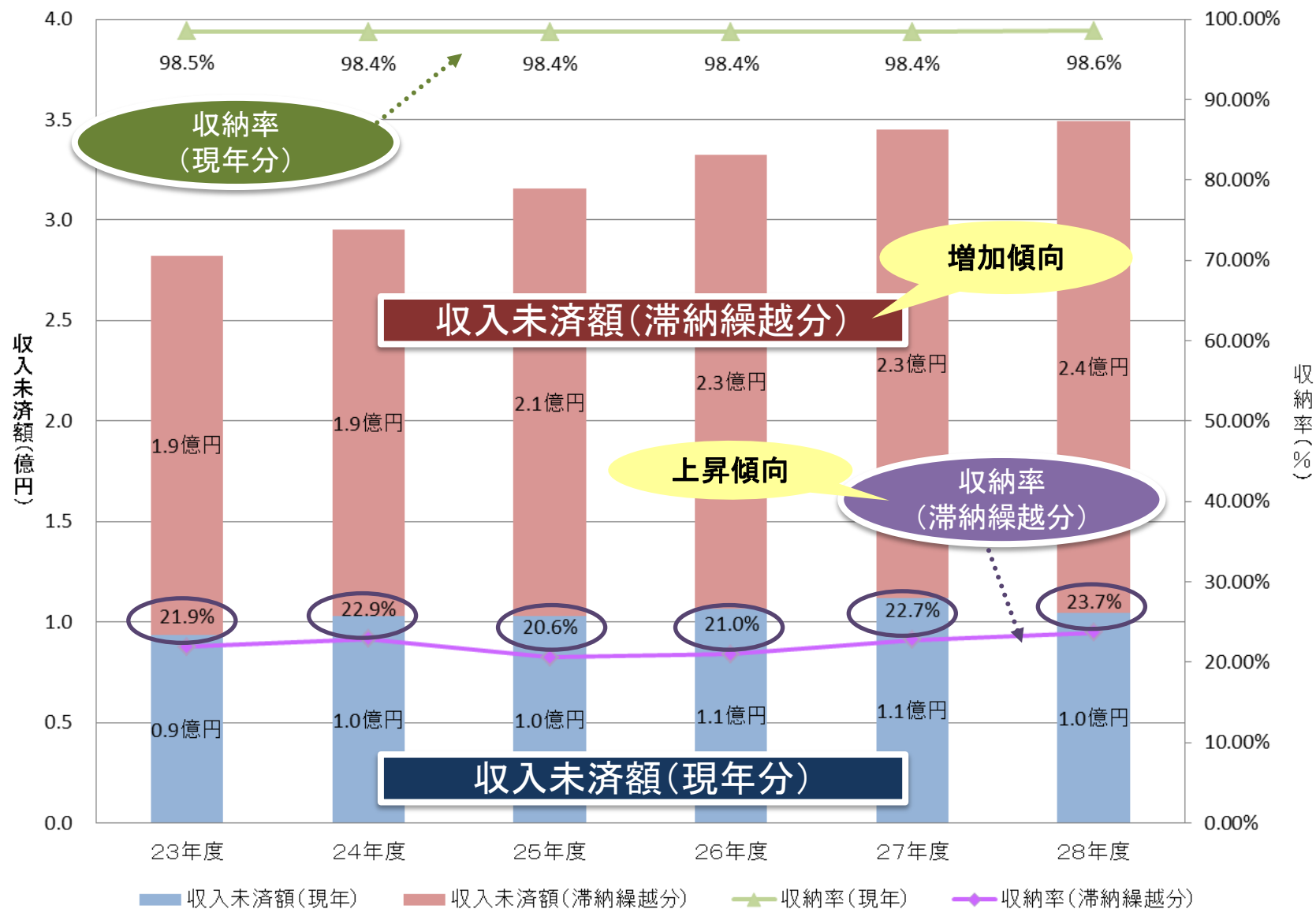
(1㎡あたり単価)

年度	改定 内容	10㎡以下の 基本料金	基本 使用料	10㎡ まで	10㎡を 超え 20㎡ まで	20㎡を 超え 30㎡ まで	30㎡を 超え 50㎡ まで	50㎡ を超え 100㎡ まで	100㎡ を超え 500㎡ まで	500㎡ を超え 1,000㎡ まで	1,000㎡ を超え 2,000㎡ まで	2,000㎡を 超える部分
平成6年度 ～	-	810円	-		85円	150円	210円	250円	270円	290円	305円	345円
平成12年度 ～	値上げ	895円	-		90円	165円	230円	275円	295円	320円	335円	380円
平成18年度 ～	制度 変更	-	595円	30円	90円	165円	230円	275円	295円	320円	335円	380円

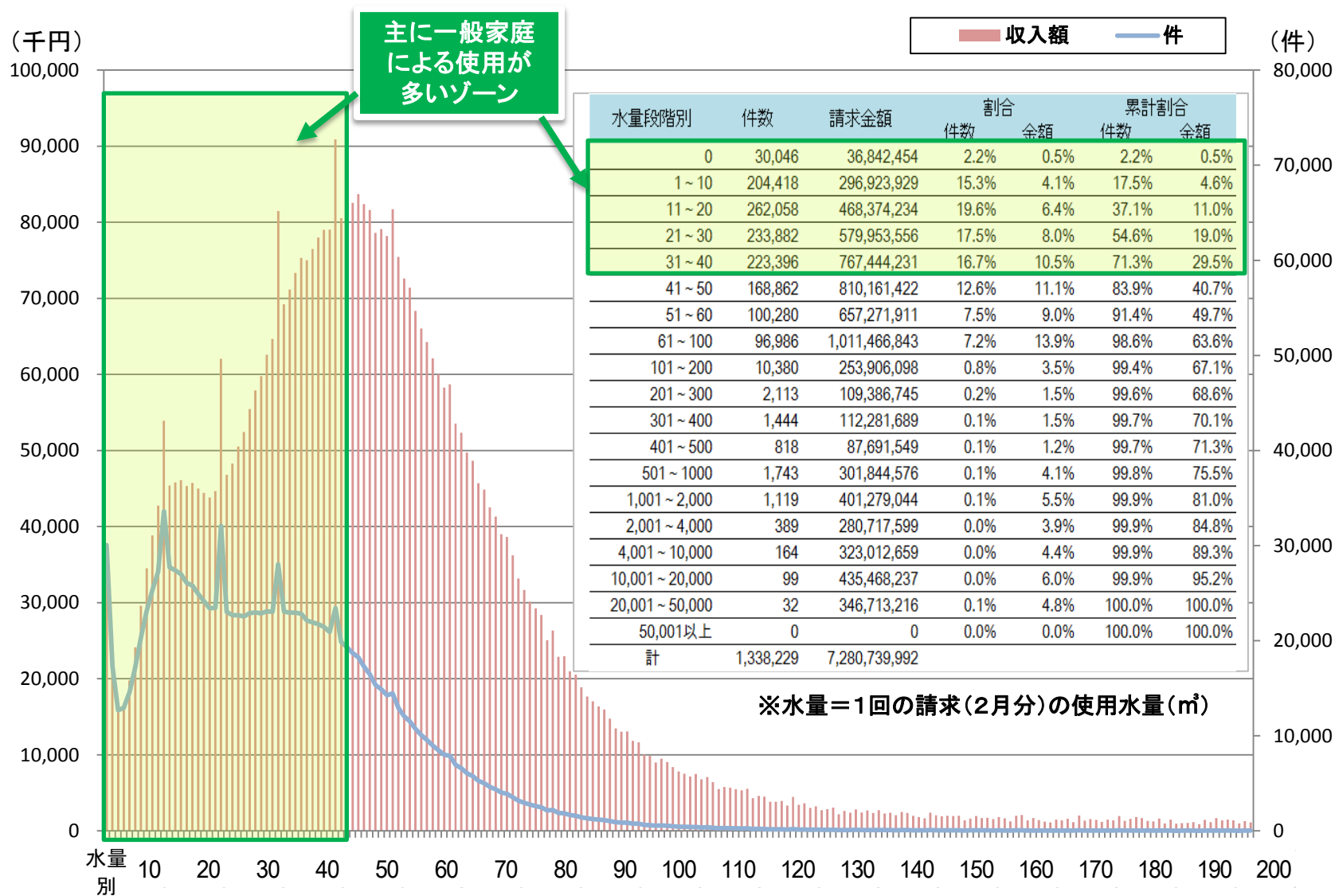
・値上げ

・10㎡以下の基本料金制⇒基本使用料設定
・消費税を反映(単価とは別)

4-2 下水道使用料の収納率及び収入未済額の推移



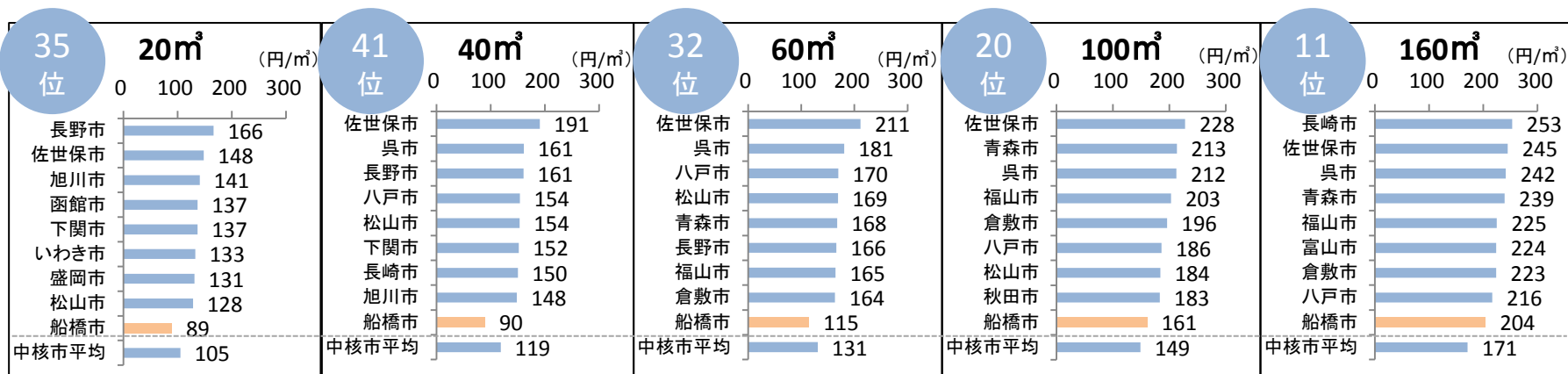
4-3 水量別調定状況（一般家庭・法人）



5 下水道使用料の他市間比較(平成29年度)

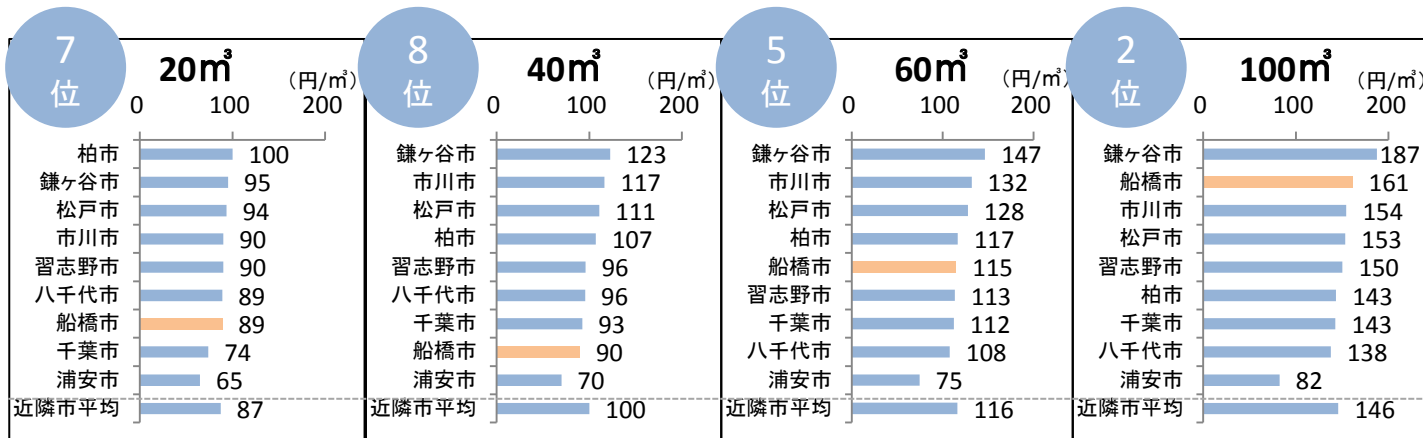
中核市(48市)との比較

1回の請求(2月分)の使用水量あたりの使用料単価(m³/円[税抜き])を比較。



※比較のため、法非適用の自治体における使用料単価を便宜上税抜で算定しています。

近隣市(9市)との比較



60m³(1月あたり30m³)
使用した場合の計算例

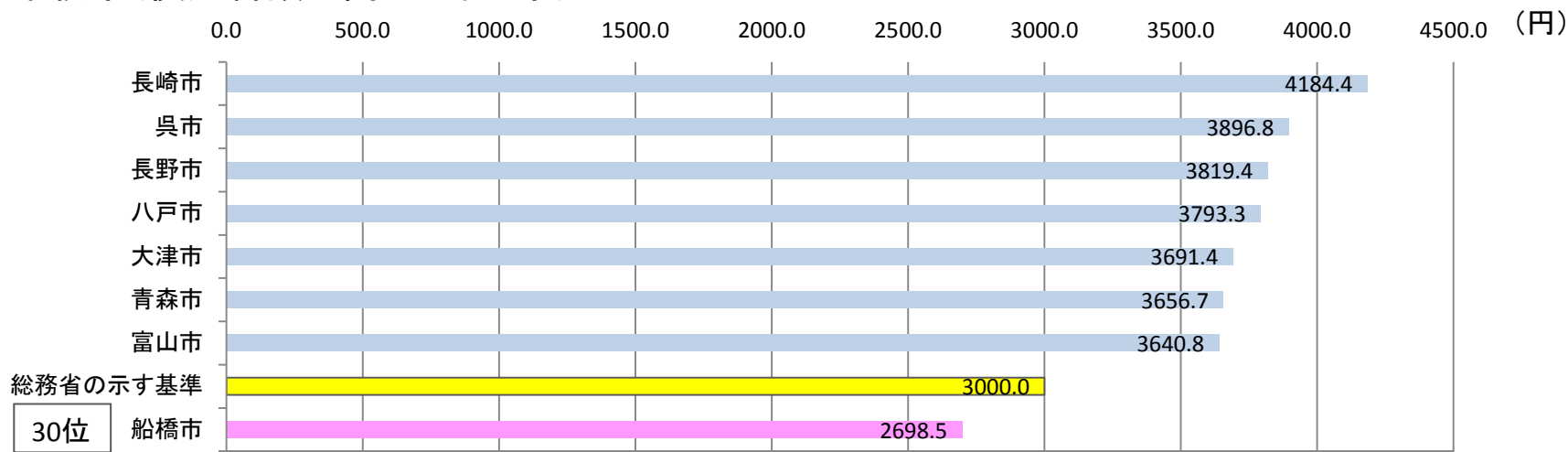
・基本料金 595円
 ・～10m³まで
 @30円×10=300円
 ・10m³を超えて20m³まで
 @90円×10=900円
 ・20m³を超えて30m³まで
 @165円×10=1,650円
合計 2,850円
 (単価算定)
 2,850÷30=114.83...
 ⇒ **115円**

※比較のため、法非適用の自治体における使用料単価を便宜上税抜で算定しています。

総務省の示す基準（20m³=3,000円）との比較

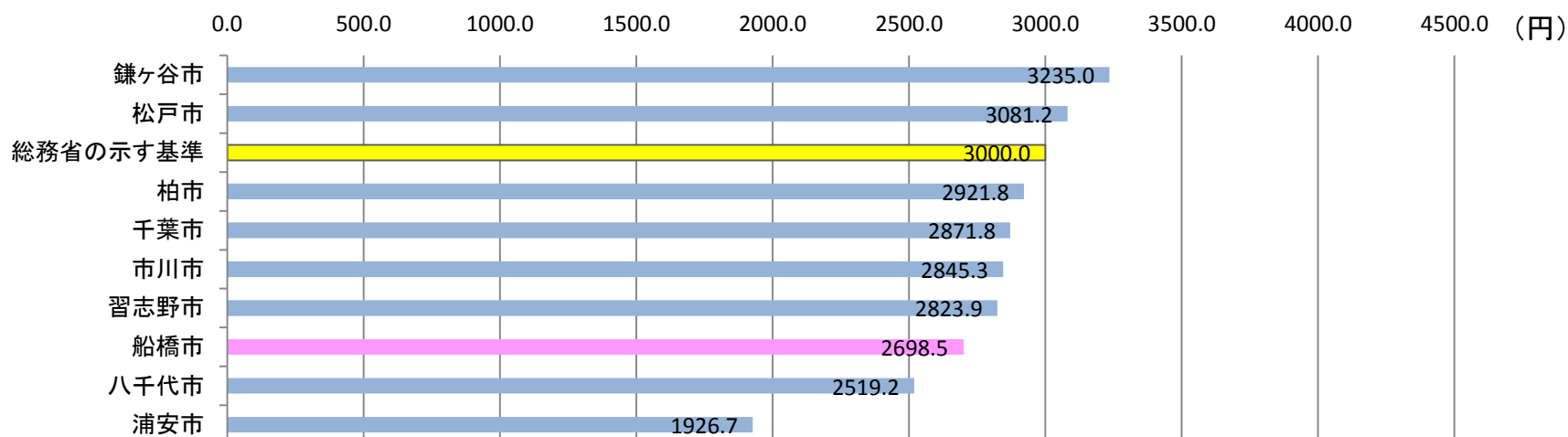
※平成27年度決算統計より試算

中核市（使用料額の高い上位8市）



※比較のため、法非適用の自治体における使用料単価を便宜上税抜で算定しています。

近隣市（9市）



※比較のため、法非適用の自治体における使用料単価を便宜上税抜で算定しています。

6 地方公営企業法の適用（企業会計移行）

6－1 地方公営企業法の適用（企業会計移行）要請について

背景

人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進（総務省）。

「公営企業会計の適用の推進について（要請）」

（平成27年1月27日付 総務大臣通知）

○平成27～31年度までの5年間を集中取組期間とし、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として、人口3万人以上の団体（※）に期間内の適用を要請。
（※人口3万人未満の団体もできるだけ移行）

○移行経費に対する地方財政措置

- ① H27～31年度に限り公営企業債充当可能（充当率100%）
- ② 当該企業債に対する元利償還金に対して普通交付税措置

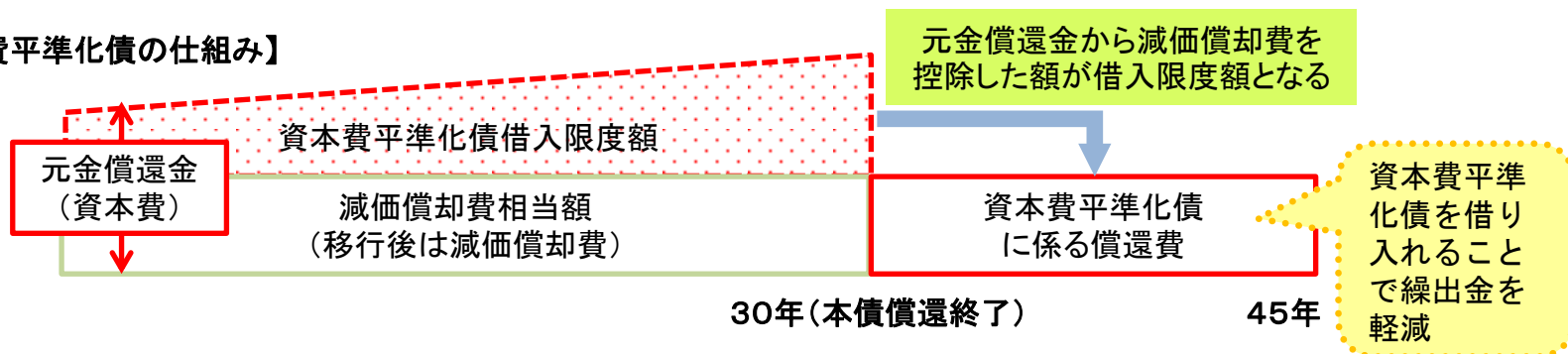
船橋市においては平成30年4月からの企業会計移行

6-2 企業会計移行の影響

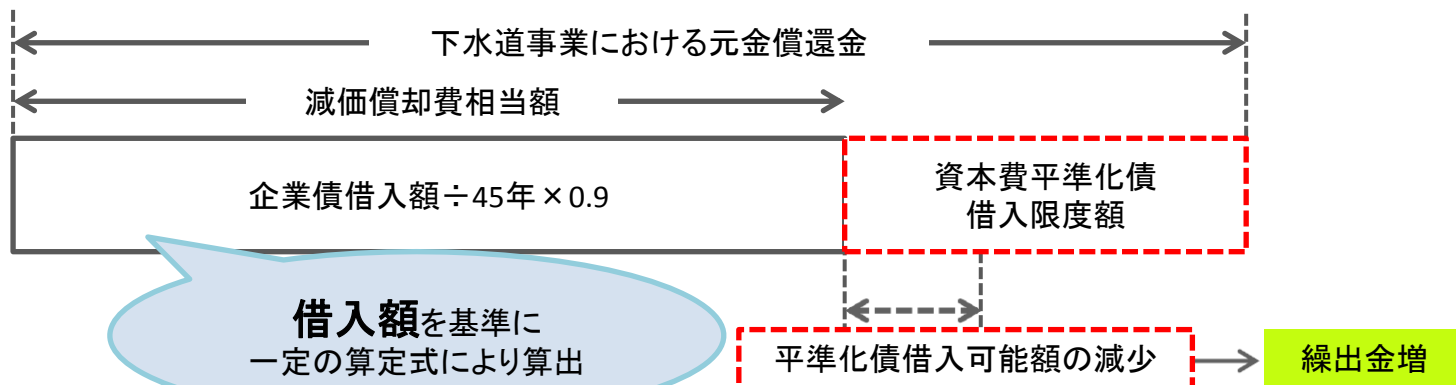
影響
1

資本費平準化債の借入限度額が減少することによる繰出金の増加

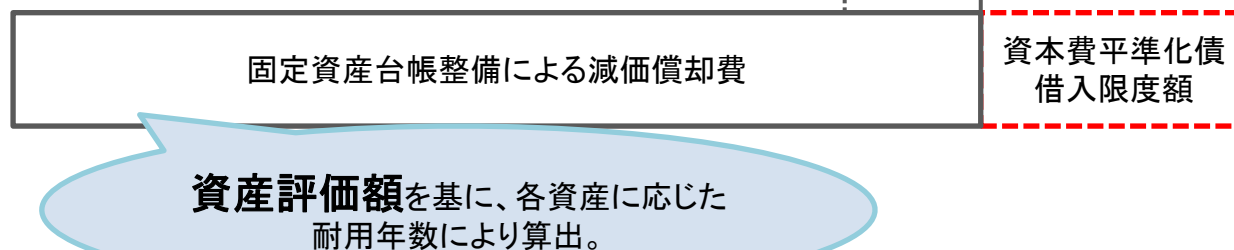
【資本費平準化債の仕組み】



【現行】

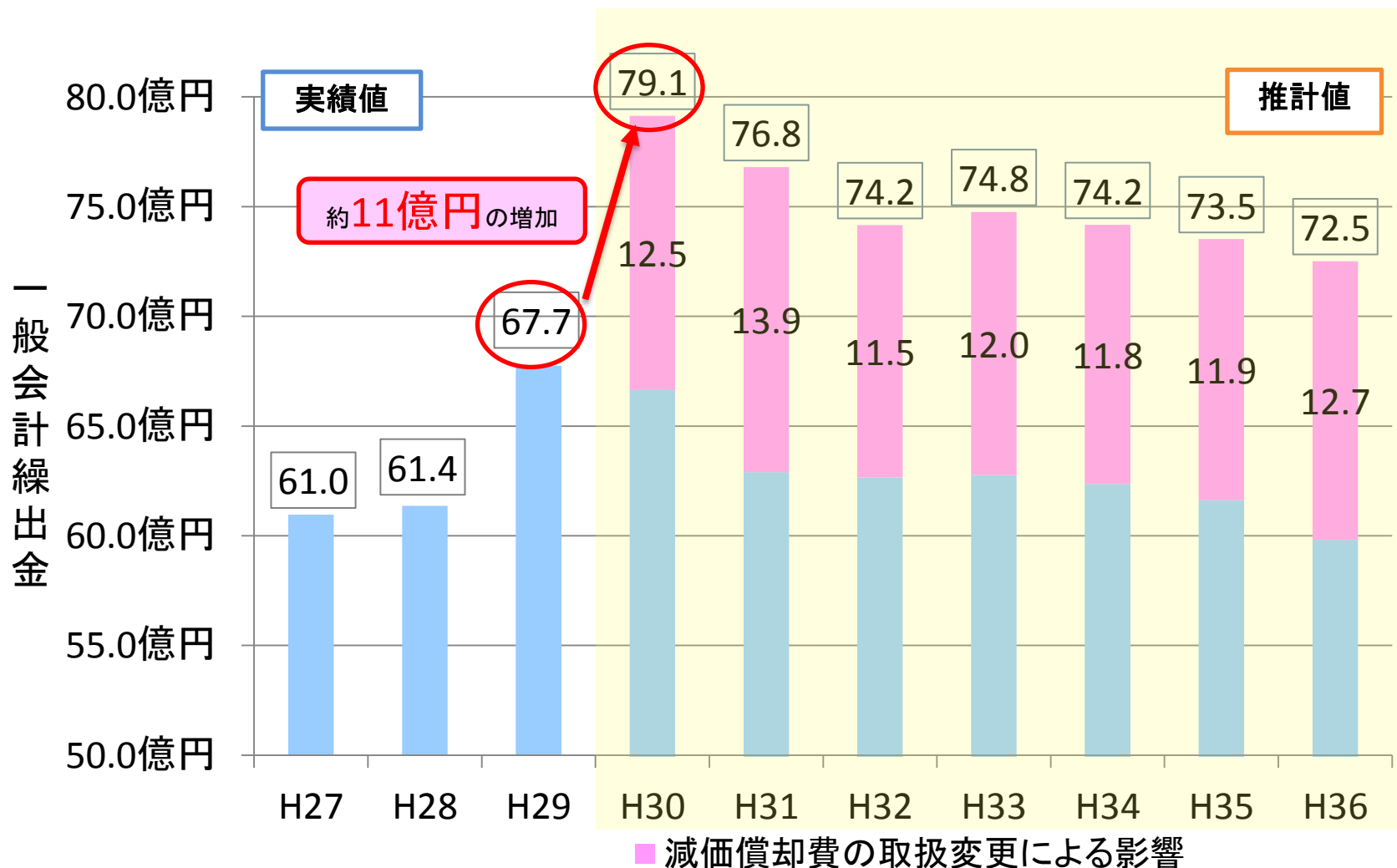


【移行後】



一般会計からの繰出金の推移と企業会計移行による影響額

現状における試算においては、一般会計からの繰出金の大幅な増加が見込まれています。

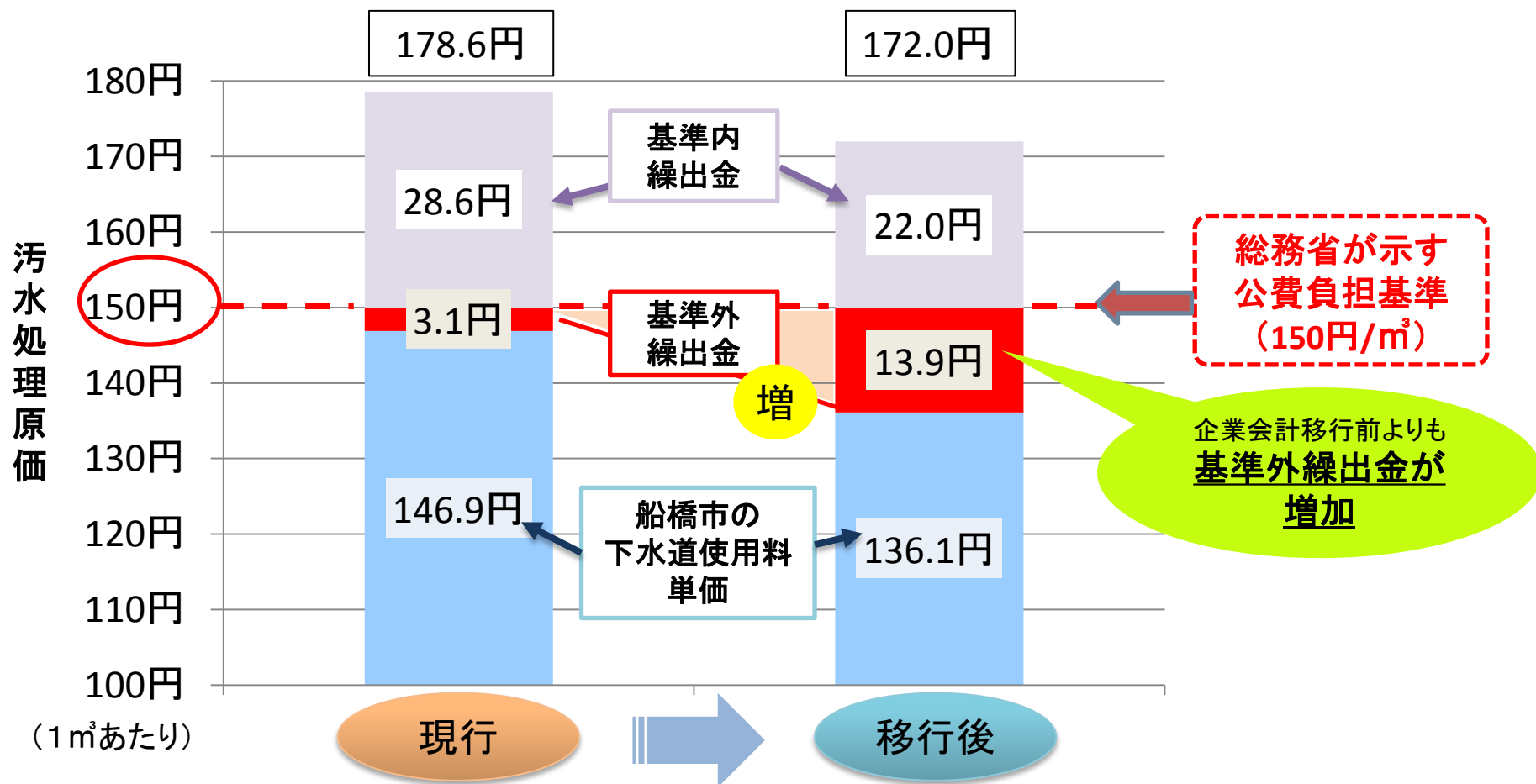


(※H28までは決算額。H29は予算額。H30以降は推計額。)

影響 2

公費負担額の算出方法の違いによる基準外繰出金の増加

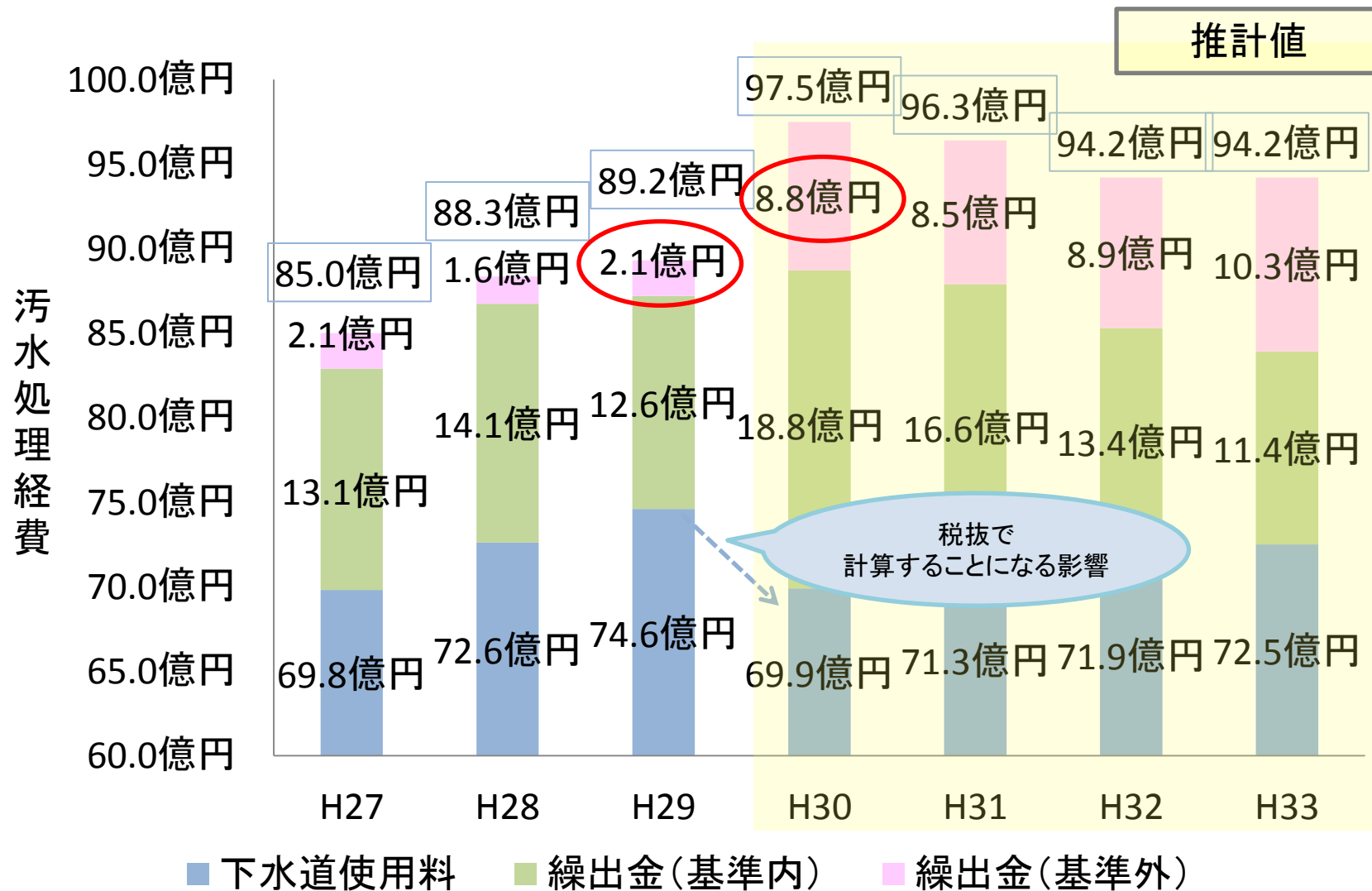
企業会計移行後は、繰出基準に基づく公費負担分の算定に際し、税込で計算していたものを税抜で計算するよう変更されるため、**基準外の繰出金が増加**します。



※費用水準・料金体系を維持する前提で、平成28年度決算額と平成28年度決算額をベースに、企業会計移行後の方法で使用料等を算定した場合の汚水処理原価等について試算。

汚水処理経費の財源内訳の推移（推計）

企業会計に移行する平成30年度以降、基準外の繰出金が増加する見込みです。



7 下水道使用料算定に関わる要素



経費の負担区分（私費負担・公費負担の程度）

対象経費・算定対象期間

需要（水量）予測（人口、開発、大口の進出・撤退）

事業計画（新規面整備、改築・更新計画[ストックマネジメント]）

維持管理費・資本費の推計（元利償還金、減価償却費の推計）

使用料体系（誰に[事業別・階層別]）、いくら（累進度等）

その他（地方財政措置[最低限行うべき経営努力]、生活保護受給世帯減免 ほか）